6　地方公共団体における検証等に関する調査結果

国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について」（平成 30 年６月 13 日付け子家発第１号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により詳細を示している。

今回、令和６年９月１日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」「地方公共団体が行う検証の実施状況」及び「国の検証報告の活用状況」について調査した結果は以下のとおりである。（調査対象：地方公共団体（各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市）数 79 か所）

(1) 地方公共団体における検証組織の設置状況

①　検証組織の設置の有無

検証組織の設置状況については、76 か所の地方公共団体に検証組織が「設置」されていた。また、「未設置」の３か所は、「時期未定だが設置予定」（２か所）、「設置予定なし」（１か所）となっていた。

そのうち、検証組織が「常設」である地方公共団体は 56 か所、「事例ごとに随時設置」される地方公共団体は 20 か所であった。

検証組織を設置していない理由については、「対象となる事例がない」が１か所、「組織体制が整備されていないため」が２か所であった。

表１　検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置率
設置		76	96.2%
内訳	常設	56	
	事例ごとに随時設置	20	
未設置		3	3.8%
内訳	今年度内に設置予定	0	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	2	
	設置予定なし	1	
計		79	100.0%

表２　検証組織を設置していない理由

区分	地方公共団体数	構成割合
対象となる事例がない	1	33.3%
組織体制が整備されていないため	2	66.7%
計	3	100.0%

② 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、「都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 45 か所（59.2%）、「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」している地方公共団体が 22 か所（28.9%）、「独立して設置」をしている地方公共団体が５か所（6.6%）であった。

表 3　検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県児童福祉審議会の下部組織として設置	45	59.2%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	22	28.9%
独立して設置	5	6.6%
その他	3	3.9%
無回答	1	1.3%
計	76	100.0%

③ 検証組織の設置要綱の有無

検証組織の設置要綱がある地方公共団体は、65 か所（85.5%）であった。

表 4　検証組織の設置要綱の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
あり	65	85.5%
なし	10	13.2%
無回答	1	1.3%
計	76	100.0%

④ 検証対象の範囲

検証対象の範囲について、検証組織が検証する対象の範囲を「定めている」地方公共団体は 51 か所（67.1%）であった。

また、検証組織が定めている検証対象の範囲の内容は、「重大事例（死亡事例を含む）を対象」が 28 か所（54.9%）で最も多く、次いで「死亡事例のみ」又は「重大事例（死亡事例を含む）を対象」のうち、「関係機関の関与状況により判断」が 15 か所（29.4%）であった。

表 5　検証対象の範囲の定め

区分	地方公共団体数	構成割合
定めている	51	67.1%
定めていない	24	31.6%
無回答	1	1.3%
計	76	100.0%

表 6　検証対象の範囲の内容

区分	地方公共団体数	構成割合
1. 死亡事例のみ	2	3.9%
2. 重大事例(死亡事例を含む)を対象	28	54.9%
3. 1又は2のうち、関係機関の関与の状況により判断	15	29.4%
4. その他	6	11.8%
計	51	100.0%

⑤ 事務局の設置場所

事務局の設置場所について、「都道府県等（児童福祉担当部署)」は 69 か所（90.8%）であった。

表 7　事務局の設置場所

区分	地方公共団体数	構成割合
都道府県等(児童福祉担当部署)	69	90.8%
児童相談所	1	1.3%
その他	5	6.6%
無回答	1	1.3%
計	76	100.0%

⑥ 検証組織の構成員

検証組織の構成員の数は「５人」が 33 か所（43.4%）と最も多く、次に「６人」が 13 か所（17.1%）となっていた。なお、構成員の人数の平均は約 6.1 人であった。

検証組織の構成員の職種、所属等については、「医師[注 7)]」「弁護士」が９割以上の地方公共団体で委嘱されており、次いで「大学等の教育研究機関の教員・研究者[注 8)]」（85.5%)、「児童福祉施設関係（協議会等を含む)」(43.4%)、「民生児童委員・児童委員（協議会等を含む)」(25.0%）であった。「その他」については、臨床心理士・公認心理師や社会福祉士、精神保健福祉士、教育関係者、社会的養護経験者等であった。

委嘱されている「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の専門については、「児童福祉分野」が 40 か所（61.5%）と最も多く、次いで「社会福祉分野」が 25 か所（38.5%)、「心理部門（児童心理、臨床心理を含む)」が 21 か所（32.3%）であった。

また、「医師」の専門については、「小児科医」が 54 か所（78.3%）と最も多く、次いで「精神科医」が 23 か所（33.3%)、「児童精神科医」が 19 か所（27.5%）であった。

注 7）医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。（以下、同様の扱いとする。）
注 8）大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。（以下、同様の扱いとする。）

表 8　検証委員の人数

人数	地方公共団体数	構成割合
４人	6	7.9%
５人	33	43.4%
６人	13	17.1%
７人	7	9.2%
８人	6	7.9%
９人	2	2.6%
10 人	3	3.9%
11 人	1	1.3%
12 人	0	0.0%
13 人	0	0.0%
14 人	0	0.0%
15 人	1	1.3%
無回答	4	5.3%
計	76	100.0%

平均 6.1 人

表 9　検証委員の内訳（複数回答）

区分	地方公共団体数[76 か所]	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者	65	85.5%
医師	69	90.8%
弁護士	70	92.1%
児童福祉施設関係（協議会等を含む）	33	43.4%
民生児童委員・児童委員（協議会等を含む）	19	25.0%
保健・公衆衛生関係	9	11.8%
児童相談所関係	3	3.9%
保育所関係（保育協議会等を含む）	8	10.5%
社会福祉協議会	3	3.9%
小学校・中学校の校長会	7	9.2%
家庭裁判所関係（調査官等）	0	0.0%
里親会	5	6.6%
警察	4	5.3%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
母子寡婦福祉連合会	4	5.3%
その他	26	34.2%
無回答	2	2.6%

表 10　教員・研究者の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数[65 か所]	構成割合
児童福祉分野	40	61.5%
社会福祉分野	25	38.5%
心理部門（児童心理、臨床心理を含む）	21	32.3%
教育部門	12	18.5%
保育部門	1	1.5%
看護・保健分野	12	18.5%
その他	0	0.0%
無回答	1	1.5%

表 11　「医師」の専門分野（複数回答）

区分	地方公共団体数[69 か所]	構成割合
小児科医	54	78.3%
児童精神科医	19	27.5%
産婦人科医	3	4.3%
精神科医	23	33.3%
法医学（監察医、解剖医含む）	1	1.4%
保健・公衆衛生関係	1	1.4%
その他	2	2.9%
無回答	1	1.4%

（2）地方公共団体が行う検証の実施状況

①　児童相談所の設置の有無

令和４年度に児童相談所の設置のあった地方公共団体は、78 か所（98.7%）であった。

表 12　令和４年度の児童相談所の設置の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
設置あり	78	98.7%
設置なし	1	1.3%
計	79	100.0%

②　地方公共団体において発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例

令和４年度に児童虐待による死亡事例が発生、又は表面化した地方公共団体は、26 か所（33.3%）であり、そのうち、５例以上の死亡事例が発生、又は表面化した地方公共団体は 1 か所（3.8%）であった。発生、又は表面化した事例数が最も多い地方公共団体では、13 事例であった。全体の事例数は 53 事例であった。

表 13　令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	26	33.3%
事例はない	51	65.4%
無回答	1	1.3%
計	78	100.0%

表 14　地方公共団体当たりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
１例	14	53.8%
２例	8	30.8%
３例	2	7.7%
４例	1	3.8%
５例以上	1	3.8%
計	26	100.0%

③ 地方公共団体による検証の実施状況

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例の検証の実施状況について、「検証していない」地方公共団体は10か所（38.5%）、「検証した」地方公共団体は６か所（23.1%）、「複数事例のうち一部検証した／一部検証中」の地方公共団体は４か所（15.4%）、「検証中」の地方公共団体は３か所（11.5%）であった。

また、心中以外の虐待死事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は５例であった。一方、心中による虐待死事例のうち「検証していない事例」で、かつ、「児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例」は１例であった。

また、検証の際の関係者へのヒアリングについて、「ヒアリングした」は 11 事例（84.6%）、「ヒアリングしていない」は２事例（15.4%）であった。

ヒアリングしていない理由としては、「情報が揃っていたため」が１事例（50.0%）、「その他」が１事例(50.0%)であった。「その他」については、「情報収集が困難なため」といったことがあげられていた。

その他、現地視察の実施については、「実施していない」は12事例（92.3%）、「実施した」は１事例（7.7%）であった。

表 15　地方公共団体による検証状況

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	10	38.5%
複数事例のうち一部検証した／一部検証中である	4	15.4%
検証した	6	23.1%
検証中である	3	11.5%
検証予定	3	11.5%
計	26	100.0%

表 16　地方公共団体による検証状況と児童相談所等の関与状況

区分		心中以外の虐待死	心中による虐待死	計
検証していない事例		20	5	25
	うち、児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例	5	1	6
検証した事例		7	6	13
	うち、児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例	2	2	4
検証中の事例		15	0	15
	うち、児童相談所又は市区町村（虐待対応担当部署）の関与事例	9	0	9
計		42	11	53

表 17　検証した事例の中で、検証の際、関係者のヒアリングの有無

区分	検証事例数	構成割合
ヒアリングしていない	2	15.4%
ヒアリングした	11	84.6%
計	13	100.0%

表 18　検証した事例の中で、検証の際、ヒアリングしていない理由（複数回答）

区分	検証事例数[2例]	構成割合
情報が揃っていたため	1	50.0%
時間的制約のため	0	0.0%
予算がない	0	0.0%
その他	1	50.0%

表 19　検証した事例の中で、現地視察の実施の有無

区分	検証事例数	構成割合
実施していない	12	92.3%
実施した	1	7.7%
計	13	100.0%

④ 地方公共団体における検証報告書数

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、10 か所の地方公共団体が検証を行い、作成した検証報告書数は 13 報告書であった。

表 20　地方公共団体による検証報告書数

検証事例数	地方公共団体数	計
1	8	8
2	1	2
3	1	3
計	10	13

⑤ 地方公共団体による検証にかかった期間

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が６事例（46.2%）で最も多く、最短では「２か月」、最長では「30 か月」かかっており、平均では 10.0 か月であった。

表 21　検証にかかった期間

区分	検証事例数	構成割合
2か月	2	15.4%
3か月	0	0.0%
4か月	0	0.0%
5か月	1	7.7%
6か月	2	15.4%
7か月	0	0.0%
8か月	0	0.0%
9か月	2	15.4%
10 か月	0	0.0%
11 か月	0	0.0%
12 か月以上	6	46.2%
計	13	100.0%

平均 10.0 か月

⑥ 地方公共団体による検証における支障の有無

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例のうち、地方公共団体が行った検証 13 事例において、検証における「支障はない」は 7 事例（53.8%）であり、「支障あり」は６事例（46.2%）であった。

また、「支障あり」とした内訳には、「警察から情報が得られない」「関係機関の関与がなく情報がない」「医療機関から情報が得られない」があった。

表 22　検証における支障の有無

区分		検証事例数	構成割合
支障はない		7	53.8%
支障あり		6	46.2%
内訳（複数回答）	医療機関から情報が得られない	2	15.4%
	警察から情報が得られない	4	30.8%
	家庭裁判所から情報が得られない	0	0.0%
	保育所等から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	3	23.1%
	その他	1	7.7%
計		13	100.0%

⑦ 地方公共団体の検証報告書の周知方法

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体による検証報告書は、関係部署や関係機関への配布や研修・会議での使用のほか、ホームページへ掲載し、広く一般向けに周知を行っていた。

表 23　検証報告書の周知方法（複数回答）

区分	検証事例数[13 例]	構成割合
関係部署へ配布	10	76.9%
関係機関へ配布	8	61.5%
要保護児童対策地域協議会にて配布	8	61.5%
記者発表	6	46.2%
ホームページへ掲載	8	61.5%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	6	46.2%
その他	0	0.0%
無回答	1	7.7%

表 24　検証報告書の周知方法「関係者への研修・会議で使用」における関係者（複数回答）

区分	検証事例数[6例]	構成割合
児童相談所	6	100.0%
市区町村	4	66.7%
福祉事務所	2	33.3%
家庭児童相談室	2	33.3%
児童委員・民生児童委員	0	0.0%
保健所	2	33.3%
保育所・認定こども園・幼稚園	0	0.0%
学校	0	0.0%
教育委員会	0	0.0%
医療機関	0	0.0%
警察	0	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0	0.0%
その他	2	33.3%

⑧ 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が行った検証においてなされた提言に対し、「対応していない」自治体は１か所（7.7%）であった。

表 25　検証報告の提言に対する対応の有無

区分		検証事例数	構成割合
対応していない		1	7.7%
	今年度対応予定	1	
	次年度対応予定	0	
	時期は未定だが対応予定	0	
	対応の予定はない	0	
一部対応している		4	30.8%
全て対応している		8	61.5%
計		13	100.0%

⑨ 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例について、検証報告の提言を「一部対応している」および「全て対応している」12 事例のうち、提言の取組状況を「公表した」のは２事例（16.7%）であった。

表 26　検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分		検証事例数	構成割合
公表していない		10	83.3%
公表した		2	16.7%
内訳（複数回答）	記者発表	1	
	ホームページへ掲載	1	
	その他	1	
計		12	100.0%

⑩ 検証していない事例

令和４年度に発生、又は表面化した児童虐待による死亡事例は 53 事例で、うち地方公共団体が検証を行っていない事例は 25 事例あり、「心中以外の虐待死」は 20 事例、「心中による虐待死」は５事例であった。

検証していない理由は、「行政機関が関わった事例ではないため」が 13 事例であった。「その他」として、「検証に向け準備中」「警察の捜査中であり、検察へ送検されていない」「児童相談所の関わりが少なく、検証が困難」「虐待による死亡と断定できない」「虐待事例との判断を基礎づける情報に不足があり、検証部会での審議により検証を行わないことと決定したため」などがあった。

地方公共団体が検証を行っていない 25 事例において、関係機関の関与については、「いずれの機関も関与なし」は 14 事例、「市区町村（虐待対応担当部署）」は５事例となっている。

表 27　検証していない事例について、心中・心中以外の虐待死の別

区分	事例数	構成割合
心中による虐待死	5	20.0%
心中以外の虐待死	20	80.0%
計	25	100.0%

表 28　検証していない理由（複数回答）

区分	検証していない事例数[25 例]	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	13	52.0%
裁判中のため	1	4.0%
その他	11	44.0%

表 29　検証していない事例について、関係機関の関与（複数回答）

区分	事例数[25例]	構成割合
児童相談所	5	20.0%
市区町村(虐待対応担当部署)	5	20.0%
その他	6	24.0%
いずれの機関も関与なし	14	56.0%

(3)国の検証報告の活用状況

国の検証報告である第19次報告について、公表から1年を経過した後の活用状況について調査を行った。

① 第19次報告の周知

地方公共団体の71か所（89.9%）で「関係部署へ配布」されており、次いで55か所（69.6%）で「関係機関への配布」が行われていた。

また、配布している関係機関先については、「福祉事務所」「家庭児童相談室」「保健所」が多く挙げられていた。

表30　第19次報告の周知先（複数回答）

区分	地方公共団体数[79か所]	構成割合
関係部署へ配布	71	89.9%
関係機関へ配布	55	69.6%
要保護児童対策地域協議会にて配布	10	12.7%
ホームページへ掲載	0	0.0%
広報誌へ掲載	0	0.0%
関係者への研修・会議で使用	22	27.8%
その他	5	6.3%
無回答	1	1.3%

表31　「関係機関へ配布」の関係機関（複数回答）

区分	地方公共団体数[55か所]	構成割合
福祉事務所	40	72.7%
家庭児童相談室	39	70.9%
児童委員・民生児童委員	2	3.6%
保健所	22	40.0%
保育所・認定こども園・幼稚園	2	3.6%
学校	2	3.6%
教育委員会	15	27.3%
医療機関	6	10.9%
配偶者暴力相談支援センター	4	7.3%
警察	6	10.9%
その他	18	32.7%

② 第19次報告の提言を踏まえての取組状況

第 19 次報告（令和５年９月公表）の提言を踏まえての取組状況については、提言「A2．妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」「B1．適切なリスク判断をするためにこどもと日常的に関わりのある保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底」「C1．学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について周知・啓発する取組の有無」「D1．学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等に対して、児童虐待の早期発見のため、虐待が疑われる場合に速やかに市区町村又は児童相談所へ通告し、適切な対応をすることについて周知徹底」「E1．各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底にかかる取組の有無」「F1．一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協を活用した情報共有、アセスメント等の実施にかかる取組の有無」「G1．リスクを有すると判断していた事例について、転居や転園（校）の確実な把握、支援が継続できる仕組みづくりの有無」を含む 14 項目において、９割以上の地方公共団体が「既に対応済み」又は「第19次報告公表後に取り組んだ」と回答していた。

一方で、提言に取り組んでいない共通の理由として、「A6．低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援の利用など、妊婦の状況に合わせた伴走型の支援」「A10．妊娠、出産、子育て期の父親の視点に立った広報啓発や相談支援体制の強化」「B1．適切なリスク判断をするためにこどもと日常的に関わりのある保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底」「B2．交際相手等の事案についての適切なリスクアセスメントと実情に応じた警察等との連携した対応」「C2．体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法について保護者に普及・啓発する取組の有無」「F4．親子再統合支援事業の着実な実施に向けた準備にかかる取組の有無」を含む 10 項目において「取り組んでいない」と回答した地方公共団体の半数以上で「予算がない」としている。また、取り組んでいない「その他」の理由としては、多くの提言で「人員や委託先の問題、個別対応している」が挙げられていたが、「検討中」との回答も多くあった。

「第19次報告公表後に取り組んだ」の構成割合に着目すると、「A9．「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援にかかる取組の有無」が35.4%と最も高くなっている。

表 32　第 19 次報告の提言（A. 妊娠期から支援を必要とする養育者への支援の強化）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第 19 次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					無回答	
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	理由（複数回答）			地方公共団体数	構成割合
								予算がない	組織の合意が得られない	その他		
A1.「障害者や外国籍の者等、十分な性教育等を受けていない場合が想定される女性への特性を踏まえた対応の関係者間の共有の有無」	79	62	78.5%	0	0.0%	16	20.3%	6	3	7	1	1.3%
A2.「妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供の取組の有無」	79	74	93.7%	0	0.0%	3	3.8%	0	2	1	2	2.5%
A3.「予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすい SNS 等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討について取組の有無」	79	66	83.5%	3	3.8%	9	11.4%	2	1	7	1	1.3%
A4.「特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援にかかる取組の有無」	79	75	94.9%	1	1.3%	2	2.5%	1	0	1	1	1.3%
A5.「民間団体等と連携の上、母の生活圏における多言語や平易な説明内容での情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の取組の有無」	79	49	62.0%	1	1.3%	28	35.4%	9	3	17	1	1.3%
A6.「低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援の利用など、妊婦の状況に合わせた伴走型の支援」	79	45	57.0%	14	17.7%	18	22.8%	10	2	7	2	2.5%
A7.「妊産婦等生活援助事業の着実な実施に向けた準備及び活用の検討」	79	31	39.2%	15	19.0%	32	40.5%	12	3	20	1	1.3%
A8.「貧困など様々な困難を抱え自ら支援を求められない女性や既存の枠組みでは対応が難しい女性等に対する支援体制の構築」	79	47	59.5%	12	15.2%	19	24.1%	8	2	11	1	1.3%
A9.「「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援にかかる取組の有無」	79	43	54.4%	28	35.4%	7	8.9%	1	0	6	1	1.3%
A10.「妊娠、出産、子育て期の父親の視点に立った広報啓発や相談支援体制の強化」	79	60	75.9%	2	2.5%	16	20.3%	9	1	6	1	1.3%

その他の理由：

A1　検討中、現時点では個別のケース対応に留まるため、こども家庭センター設置等で市町が対応を強化している、障害者や外国籍の者等十分な性教育等を受けていない場合が想定される女性への特性を踏まえた対応の関係者間の共有に係る課題を整理する必要があるため、検討できていない　等

A2 検討中
A3 検討中、相談支援体制の整備に向けて関係機関と協議中、SNS 相談対応する専門職員を配置する体制整備ができていない、都道府県が実施・共有 等
A4 検討中
A5 検討中、今後検討予定、検討に至っていない、実施・連携が可能な委託先団体がない、都道府県が実施、都道府県が運営する外国人ワンストップ相談センターの無料相談（通訳）を活用、対応中のケースにおいてはこども食堂や子どもの居場所等と連携し必要な情報を届ける支援をしている、個別の支援においては民間団体へ通訳を依頼し訪問する等のアウトリーチ型の支援も実施している、民間団体と連携した取組はないが各市町村を主とした個別指導を行っている、社会資源の不足、個別のケース事例がない、母の生活圏における多言語や平易な説明内容での情報提供に係る課題を整理する必要があるため 等
A6 検討中、検討に至っていない、人員不足、市町村が実施、都道府県では実施ではなく助成を行っている、支援が必要な妊婦に対しては同行受診や訪問等による継続支援を行い切れ目のない支援をしている、妊婦受診券や生活保護受給等その他の支援で対応可能 等
A7 検討中、検討に至っていない、実施が可能な委託先団体・施設がない、事業者の精査が必要、人員不足、類似の事業を実施している、今後検討予定、支援が必要な妊婦に対しては同行受診や訪問等による継続支援を行い切れ目のない支援をしている、既存施設で支援、主管課の整理が必要、既存事業との整理が必要、ニーズを把握する必要がある、当該機関との綿密な調整を求められ、時間を要する 等
A8 検討中、検討に至っていない、実施可能な委託先団体・施設がない、人員不足 等
A9 検討中、今後設置予定、センター長・統括支援員の配置に課題がある 等
A10 検討中、世帯全体への広報啓発を行っている、妊娠期や子育て世帯等を対象とした広報啓発や相談支援体制を行っている、妊娠・出産・子育て期の父親の視点に立った広報啓発や相談支援体制に係る課題を整理する必要があるため、優先順位（人と予算） 等

表 33 第 19 次報告の提言（B. こどもと法律上の親子関係がない者が主な加害者になっている場合の対応）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第 19 次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
								理由（複数回答）				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	予算がない	組織の合意が得られない	その他	地方公共団体数	構成割合
B1.「適切なリスク判断をするためにこどもと日常的に関わりのある保護者の交際相手等への調査及び指導等の徹底」	79	69	87.3%	5	6.3%	4	5.1%	3	0	1	1	1.3%
B2.「交際相手等の事案についての適切なリスクアセスメントと実情に応じた警察等との連携した対応」	79	70	88.6%	4	5.1%	4	5.1%	3	0	1	1	1.3%

その他の理由：
B1 検討中
B2 検討中

表 34　第 19 次報告の提言（C. 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第19次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
								理由（複数回答）				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	予算がない	組織の合意が得られない	その他	地方公共団体数	構成割合
C1.「学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について周知・啓発する取組の有無」	79	75	94.9%	1	1.3%	2	2.5%	1	0	1	1	1.3%
C2.「体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法について保護者に普及・啓発する取組の有無」	79	73	92.4%	1	1.3%	4	5.1%	2	0	2	1	1.3%

その他の理由:

C1　検討中

C2　検討中、体罰等が子どもに与える影響や、子どもの発達段階を考慮した体罰等によらない子育ての方法に係る課題を整理する必要があるため

表 35　第 19 次報告の提言（D. こどもの所属機関としての役割の強化）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第19次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
								理由（複数回答）				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	予算がない	組織の合意が得られない	その他	地方公共団体数	構成割合
D1.「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等に対して、児童虐待の早期発見のため、虐待が疑われる場合に速やかに市区町村又は児童相談所へ通告し、適切な対応をすることについて周知徹底」	79	74	93.7%	2	2.5%	2	2.5%	1	0	1	1	1.3%
D2.「要対協の対象事例について、学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から、市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供、休業日を除き連続して 7 日以上欠席した場合の情報提供などについて周知徹底」	79	73	92.4%	0	0.0%	5	6.3%	1	0	4	1	1.3%

その他の理由:

D1　検討中

D2　検討中、要対協で対応、理由は複合的

表 36　第 19 次報告の提言（E. 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第19次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
								理由（複数回答）				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	予算がない	組織の合意が得られない	その他	地方公共団体数	構成割合
E1.「各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底にかかる取組の有無」	79	75	94.9%	1	1.3%	2	2.5%	1	0	1	1	1.3%
E2.「配偶者の暴力について対応する部署や家庭内の暴力を把握する可能性のある警察等との連携の強化にかかる取組の有無」	79	76	96.2%	0	0.0%	2	2.5%	1	0	1	1	1.3%
E3.「民間の支援事業者を活用した支援の取組の有無」	79	68	86.1%	1	1.3%	9	11.4%	3	0	7	1	1.3%
E4.「身近な相談機関と連携した支援体制の着実な構築に関する取組の有無」	79	71	89.9%	1	1.3%	6	7.6%	2	0	4	1	1.3%

その他の理由:

E1　検討中

E2　検討中

E3　検討中、活用できる民間支援業者の選定が難しい、民間の支援業者を活用した支援に係る課題を整理する必要があるため、社会資源としては利用しているが事業として予算を組んで実施はしていない　等

E4　検討中、検討に至っていない、今後検討予定、身近な相談機関と連携した支援体制の着実な構築に係る課題を整理する必要があるため　等

表 37　第 19 次報告の提言（F. 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時等の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第19次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
								理由（複数回答）				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	予算がない	組織の合意が得られない	その他	地方公共団体数	構成割合
F1.「一時保護解除・施設退所等に向けた、一時保護中・入所中からの要対協を活用した情報共有、アセスメント等の実施にかかる取組の有無」	79	76	96.2%	1	1.3%	1	1.3%	0	0	1	1	1.3%
F2.「実効性のある、子どもの意見聴取等を行う体制の整備に向けた取組の有無」	79	59	74.7%	18	22.8%	1	1.3%	0	0	1	1	1.3%
F3.「保護者支援プログラム活用に向けた体制整備にかかる取組の有無」	79	63	79.7%	3	3.8%	12	15.2%	2	0	10	1	1.3%
F4.「親子再統合支援事業の着実な実施に向けた準備にかかる取組の有無」	79	58	73.4%	8	10.1%	12	15.2%	6	1	6	1	1.3%

その他の理由:

F1　検討中

F2　検討中

F3　検討中、検討に至っていない、都道府県のプログラムを活用、必要に応じて個別対応している、人員、社会資源ともに不足している、保護者支援プログラム活用に係る課題を整理する必要があるため、連携できる外部実施機関がない　等

F4　検討中、検討に至っていない、検討が必要だが準備まで至っていない

表 38　第 19 次報告の提言（G. 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施）に対する取組

区分	地方公共団体総数	第 19 次報告公表以前に既に対応済み		第19次報告公表後に取り組んだ		取り組んでいない					不明	
								理由（複数回答）				
		地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	地方公共団体数	構成割合	予算がない	組織の合意が得られない	その他	地方公共団体数	構成割合
G1.「リスクを有すると判断していた事例について、転居や転園(校)の確実な把握、支援が継続できる仕組みづくりの有無」	79	74	93.7%	1	1.3%	3	3.8%	1	0	2	1	1.3%

その他の理由:検討中、取組中だが仕組みとして確立したものはない